

石川県公報

平成30年5月11日

第13104号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○公金の収納事務の委託 (医療対策課)	1	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	6
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	7
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	7
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課)	2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	8
○保安林の指定予定 (森林管理課)	3	監 査 委 員	
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	4	○包括外部監査人の補助者の氏名等	10
○県道の区域の変更 (同)	4	○定期監査結果公表	10
○県道の供用の開始 (同)	5		
公 告			
○入札公告 (行政経営課)	5		

告 示

石川県告示第208号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立中央病院の診療費等に係る一部の未収金の収納業務	金沢市尾張町1丁目7番1号	山崎法律事務所 弁護士 松本哲哉	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
石川県立中央病院の診療費等の収納事務	金沢市北安江1丁目3番24号	株式会社 ソラスト 北陸支社	”

石川県告示第209号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	殺人鬼を飼う女	K A D O K A W A
”	福マン婦人 ねっとり寝取られ	オ ー ピ ー 映 画
”	フェチづくし 痴情の虜	”
”	妖艶ニューハーフ 快樂の舌戯	新 東 宝 映 画
”	続・未亡人下宿？ エロすぎちゃってごめんなさい♡	オ ー ピ ー 映 画

//	SEXアドベンチャー ワンダー・エロス	//
----	---------------------	----

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年5月11日

石川県告示第210号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ャ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年6月号 (04333-06)	(株) ジーノット
//	Nai Nai プレス北陸 2018年6月号 (06805-06)	電王堂出版(株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年5月11日

石川県告示第211号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 登録年月日及び登録番号

平成15年5月9日 17020

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

石川かほく農業協同組合

井上 信一

河北郡津幡町字清水チ329番地

3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米、大麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 登録検査機関が農産物検査を行う区域

石川県

6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
川 上 勇 人	河北郡津幡町太田に261-7	玄米、大麦、大豆
前 田 一	河北郡津幡町字市谷タ1	玄米、大麦、大豆
山 本 裕 介	河北郡津幡町字大坪チ50	玄米、大麦、大豆
金 本 春 幸	かほく市浜北ホ15-13	玄米、大麦、大豆、そば
徳 田 好 浩	河北郡津幡町北中条4丁目58	玄米、大麦、大豆
村 上 和 良	河北郡津幡町字杉瀬り33番地9	玄米、大麦、大豆
櫻 井 和 幸	かほく市高松子181-2	玄米、大麦、大豆
根 来 勝 則	河北郡内灘町字千鳥台2丁目289	玄米、大麦、大豆
山 村 大 介	河北郡津幡町字庄り85-4	玄米、大麦、大豆
酒 井 博 久	河北郡津幡町字加賀爪ホ322	玄米、大麦、大豆、そば
虎 谷 薫	かほく市松浜イ56-16	玄米、大麦、大豆
長 谷 秀 治	河北郡津幡町字川尻イ110-3	玄米、大麦、大豆
山 本 徹	河北郡津幡町字倉見ソ38	玄米、大麦、大豆、そば
宮 木 隆 志	河北郡津幡町字原11-18	玄米、大麦、大豆
村 井 敬 也	河北郡津幡町字上河合ニ62-1	玄米、大麦、大豆
新 村 愛	金沢市糸田2-38	玄米、大麦、大豆

7 登録更新年月日

平成30年5月9日

石川県告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

金沢市四十万町壬24（次の図に示す部分に限る。）、18、25の1、26、27の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林予定森林の所在場所

金沢市四十万町己16の1の1・16の2・17の1の2・18の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、14の1、36の3、37の1、38の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

金沢市田島町を7の甲1・7の乙1・17の乙・18の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、7の乙2、か20の甲(次の図に示す部分に限る。)、21

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年5月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
304号	金沢市不動寺町ホ237番1地先から 金沢市不動寺町ト369番地先まで 及び	旧	8.80~19.00 及び 12.00~30.20	370.0 及び 381.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市不動寺町ホ237番1地先から 金沢市不動寺町ト369番地先まで	新	12.00~30.20	381.4	

石川県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年5月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
三日市松任線	白山市村井町157番2地先から 白山市村井町219番1地先まで	旧	15.00~15.00	8.0	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.00~15.20	8.0	

石川県告示第215号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年5月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
三日市松任線	白山市村井町152番1地先から 白山市村井町322番3地先まで	平成30年5月11日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 委託業務名
平成30年度情報化研修業務
- 業務内容
石川県職員等に対する情報化研修の実施業務
- 委託期間
契約締結の日から平成30年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 平成25年4月1日から平成30年3月31日の間に、行政機関職員向けの情報化研修に係る委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、本委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- 提出期間 平成30年5月11日（金）から同月18日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 提出時間 午前9時から午後5時まで
- 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部行政経営課情報システム室
- 提出方法 持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年5月25日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部行政経営課情報システム室
電話 076-225-1321

- (2) 仕様書交付期間

平成30年5月11日(金)から同月18日(金)まで(県の休日を除く。)

- (3) 仕様書交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年5月30日(水)午後1時30分

- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎 13階 1312会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高村 信幸	加賀市高尾町フ1番地	加賀市高尾町31番ほか4筆
高村 哲雄	加賀市高尾町フ14番地	加賀市高尾町37番ほか6筆

梶井 高平	加賀市森町ル16番地	加賀市二子塚町3番ほか3筆
北村 雅浩	加賀市二子塚町ハ34番地	加賀市二子塚町66番
下出農産 株式会社	加賀市中島町ホの147番地	加賀市中島町1の62番ほか7筆
農事組合法人 米田ファーム	能美市出口町イ6番地	能美市倉重町17番1ほか1筆
農事組合法人 アグリてどり	能美市上清水町ロ78番地	能美市上清水町27番
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121番地	能美市上清水町7番ほか5筆
有限会社 吉村農産	白山市安吉町35番地	白山市安吉町1228番
有限会社 ハヤシ	白山市長島町20番地	白山市安吉町1284番ほか1筆
宮下 豊樹	白山市小柳町ホ134番地	白山市森島町え3番ほか3筆
作田 正博	白山市森島町知30番地1	白山市森島町う199番1
有限会社 河内農村振興公社	白山市河内町福岡200番地	白山市河内町福岡69番ほか3筆
株式会社 吉左エ門	白山市相滝町ハ152番地	白山市別宮町甲129番ほか2筆
円角 外喜男	白山市宮保町1093番地	白山市宮保町2519番1ほか6筆
苗山 良晴	鹿島郡中能登町金丸又う60番地	羽咋市金丸出町ろ144番ほか10筆
平内 義博	羽咋市酒井町午17	羽咋市酒井町西46番
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市酒井町う53	羽咋市酒井町西22番
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	羽咋市堀替新町東1番ほか1筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上島6部26番地	七尾市中島町北免田ハ30-2ほか2筆
松田 友也	七尾市中島町浜田チ部4番地	七尾市中島町浜田山田35ほか4筆
寺井 英雄	七尾市吉田町ト部8番地	七尾市吉田町南67ほか1筆
山口 隆	鳳珠郡穴水町字曾福チの44番地	鳳珠郡穴水町字曾福い48番ほか1筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から同月25日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成30年5月14日から同年6月11日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第7項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
西谷内・古江地区	県営ほ場整備事業 （機構関連型）	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計

画を定めたので、その関係書類を平成30年5月14日から同年6月11日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	中・大坊地区	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年5月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

金沢市農業協同組合

橋田 満

金沢市松寺町末59番地1

- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (1) 新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
石井 裕 貴	金沢市小立野4丁目17番地5	玄米、大麦、大豆
島 幸 規	金沢市寺町1丁目31番地11 プラス寺地202号	玄米、大麦、大豆

- (2) 記帳されなくなった者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
山下 一	金沢市末町7-13-6	玄米、大麦、大豆、そば

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社 米心石川

柳生 利裕

金沢市松島一丁目1番地

- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
二艘舟 賢 治	金沢市高島2丁目123-1	玄米
谷本 充 央	白山市新田町253-6	玄米

(2) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
中西利夫	新 金沢市中屋町1丁目73番地	玄米
	旧 金沢市中屋町86街区6	
梨本雅俊	新 能美郡川北町字田子島68番地1	玄米
	旧 白山市森島町あ24-37	

(3) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
石田 誠	金沢市新保本2-640 リアン102号室	玄米

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

内浦町農業協同組合

中谷 伸夫

鳳珠郡能登町字松波10字54番地甲1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
今井 達	輪島市里町5-1	玄米

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

根上農業協同組合

吉岡 康廣

能美市大成町り40番地

2 変更した事項

(1) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 根上農業協同組合

又村 一夫

能美市大成町り40番地

(変更後) 根上農業協同組合

吉岡 康廣

能美市大成町り40番地

(2) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
本村 宏 人	能美市西二口町丙98	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

金沢中央農業協同組合

田村 政博

金沢市入江一丁目1番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
松 井 康 文	金沢市横川4-50	玄米、大麦、大豆
荒 木 隆 宏	能美市寺井町へ65	玄米、大麦、大豆

監 査 委 員

石川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 高村藤貴 の監査の事務を補助させる者について平成30年4月27日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

平成30年5月11日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

氏 名	住 所	補 助 さ せ る 期 間
高 島 亮 一	富山県富山市秋吉34番地1 ヴィアーレ秋吉201号	平成30年5月15日～平成31年3月31日
平 田 耕太郎	金沢市木曳野1丁目76番地 ファミール木曳野I号	〃
古 谷 まゆみ	栃木県小山市駅南町3丁目25番18号 ルミエールC棟-1	〃
笹 島 明 裕	金沢市堀川新町8番1号 ヴァンデュール金沢駅前508号	〃
四十万 育 子	富山県富山市松若町3番36-102号 リビングタウン松若町B棟	〃
崎 原 充 徳	金沢市長田本町ト82番地1 ガーデンハウスジェミニ106号	〃
増 田 博 貴	金沢市西都1丁目237番地 トリニティ21 207号	〃

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年5月11日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
金沢伏見高等学校	平成30年4月24日	平成30年1月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
教員総合研修センター	〃	〃	〃
翠星高等学校	〃	〃	〃
リハビリテーションセンター	〃	〃	〃
鶴来高等学校	平成30年4月26日	〃	〃
白山自然保護センター	〃	〃	〃